

入札説明書

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

件名：2020年度 JICA 市ヶ谷ビル
衛生設備及び空調設備更新工事

- 第 1 入札の手続き
- 第 2 業務仕様書
- 第 3 経費に係る留意点
- 第 4 契約書（案）
- 別添 様式集（別添様式含む）
- 別冊 1 設計図面
- 別冊 2 特記仕様書（機械・建築・電気）
- 別冊 3 概略作業工程表
- 別冊 4 建築・設備等請負工事実施要領

2020年6月29日
独立行政法人国際協力機構
緒方貞子平和開発研究所

第1 入札の手続き

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2020年6月29日

2. 分任契約担当役

緒方貞子平和開発研究所 副所長 武藤めぐみ

3. 競争に付する事項

- (1) 工事名称：2020年度 JICA 市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事
- (2) 工事内容：第2業務仕様書及び別冊1 設計図面のとおり
- (3) 工 期：2020年8月上旬から2021年2月下旬

4. 窓口

(1) 入札手続窓口

郵便番号 162-8433

東京都新宿区市谷本村町10-5 JICA 市ヶ谷ビル

独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 総務課

電話：03-3269-3201 電子メールアドレス：dritpl@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：上記(1)あて
- ・持 参 の 場 合：同ビル1階総合受付

なお、フロントでの授受時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時00分から午後1時00分を除く）となります。

(3) 入札説明書の一部個別交付

入札説明書の資料「別冊1 設計図面」は機密保持誓約書と引き換えに別途交付します。上記4. (1)宛へ事前連絡のうえ、ご提出・交付を受けてください。

ア) 交付方法：JICA 市ヶ谷ビル（独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 総務課）にて交付

イ) 交付期限：2020年6月30日（火）から2020年7月16日（木）12:00までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（午後0時30分から1時30分の間を除く）の期間

提出物：

- (1) 機密保持誓約書：所定の項目に記入押印して持参にて提出ください。

※機密保持誓約書は以下URL より入手ください。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、当機構の確認を受けなければなりません。具体的には、競争参加の資格要件を以下のとおり設定します。

(1) 以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号。以下「契約細則」という。）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。競争参加に当たって何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、落札者を対象として確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成 24 年規程(総)第 25 号) 第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争参加資格確認申請の締切日に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争参加資格確認申請の締切日の翌日以降から、入札会の日までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 入札会の日翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争参加資格確認申請の締切日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

契約細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 地方整備局競争参加資格

国土交通省関東地方整備局の工種区分(等級)「暖冷房衛生設備工事」の「A」又は「B」の一般競争（指名競争）参加資格を得ていること。

2) 主任技術者等の配置

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定される主任技術者を当

該工事に配置できること。主任技術者は以下の資格を有すること。

1 級管工事施工管理技士

3) 営業所等

東京都内に建設業法の許可に基づく本社（本店）、支店又は営業所が所在すること。

4) 類似工事の施工実績

建設工事の種類「暖冷房衛生設備工事」において、過去 10 年以内に、元請として（単体受注、又は共同企業体代表企業での受注とする。）空調設備の新設工事又は更新工事の施工を完了した実績を有すること。

5) 利益相反の排除

本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

6) 共同企業体

共同企業体による競争参加を認めません。

6. 競争参加資格の確認

本競争への参加希望者は、上記 5. (2) に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができません。

(1) 提出期限

2020 年 7 月 16 日（火）12:00 まで

(2) 提出書類

1) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）

2) 国土交通省関東地方整備局一般競争（指名競争）参加資格審査に係る認定通知書（写）

3) 類似工事の施工実績を証する書類（以下、アまたはイのいずれか。）

ア：CORINS登録（竣工登録工事カルテ受領書、及び工事カルテ一式）（写）

イ：CORINS登録がなされていない工事は、請負契約書（写）及び当該工事の種類、構造、規模等が確認できる資料（特記仕様書、図面等）を提出すること。

4) 1 級管工事施工管理技士または同等以上の資格を確認できる書類（写）

5) 下見積書（8. 「下見積書」参照）

(3) 提出場所

上記 4. 参照

(4) 提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は（1）提出期限までに到着するものに限る。）

(5) 競争参加資格の確認結果

2020年7月21日（火）正午までに電子メールにて通知します。2020年7月21日（火）15時までに結果が通知されない場合には、上記4.までお問い合わせください。

（6）競争参加資格がないと認められた者に対する説明

競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認められた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。詳細は、16.（6）を参照ください。

（7）辞退理由書

競争参加資格有りの確認通知を受けた後に、入札を辞退する場合には、辞退理由書の提出をお願いしております。詳細は、16.（7）を参照ください。

7. その他関連情報

7-1 貸与資料の交付方法

以下の交付期間および交付場所にて交付いたします。

（1）期間：2020年6月30日（火）から2020年7月16日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（午後0時30分から1時30分の間を除く）の期間

（2）場所：4.（1）のとおり

※交付時には、「機密保持誓約書」（様式参照）の提出に引き換えて、貸与資料の交付を行います。貸与資料は、入札後郵送にてご返却下さい。

7-2 現場説明会の開催

競争参加希望者に対し、具体的工事内容を理解していただくために、工事内容の説明会を以下のとおり開催します。

（1）開催日時

2020年7月6日（月）14時00分～

（2）開催場所

（3）東京都新宿区市谷本村町10-5 JICA市ヶ谷ビル 3階 会議室2

1）入札手続き及び工事概要の説明（20分程度）

2）現地調査（1～2時間程度）

工事対象機器の設置場所、既設機器の確認、配管の敷設経路等を把握することを目的とした調査時間を設けます。

（4）その他

1）説明会への参加希望者は、2020年7月3日（金）12:00までに電子メール（宛先は上記4.（1）参照）にて、社名及び参加者氏名（全員分）を連絡願います。メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【説明会出席希望】2020年度 JICA 市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事

2）当日説明会場では本件入札説明書の交付はしませんので、必ず事前に入手

の上、持参してください。

- 3) 説明会への参加は競争参加資格の要件とはしません。説明会に出席していない者も競争への参加が可能です。
- 4) 説明会会場の開場は、説明会開始時刻の 10 分前となります。1 階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら担当者が会場まで誘導します。

8. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。
- (2) 様式は任意ですが、別添様式を参照のうえ、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (5) 提出期限、提出方法、提出場所は「6. の競争参加資格の確認」と同じです。

9. 入札説明書に対する質問

工事の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、以下(1)から(3)に従い質問書を提出してください。質問に対する回答書は、(4)に従い掲示します。

(1) 提出期限

2020年7月9日(木)12時00分まで

(2) 提出方法

電子メール(宛先は上記4.(1)参照)

・メールのタイトルは以下のとおりとしてください。

【入札説明書への質問】2020年度JICA市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事
・機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

注) 公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承ください。

(3) 質問書様式

様式集参照

(4) 質問への回答方法

質問に対する回答書は、2020年7月13日(月)17時30分までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/>)

→「調達情報」

- 「公告・公示情報」
- 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報」
 - 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報（研修委託契約、工事、物品購入、役務等）」
- 「公告・公示情報（2020 年度）」
 - 「各国内拠点（JICA 研究所を含む）における公告・公示情報－工事、物品購入、役務等－」
- 「JICA 研究所」
 - (<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2017.html#jica-ri>)

回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問書提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

10. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時

2020 年 7 月 29 日（水）14 時 00 分～

(2) 場所

東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル

独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所 3 階 会議室 2

注) 入札会会場の開場は、入札会開始時刻の 10 分前となります。1 階受付前にて待機いただき、同時刻になりましたら担当者が会場まで誘導します。

(3) 必要書類

- 1) 委任状 1 通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
- 2) 入札書 1 通（様式集参照。要封入。入札金額内訳書を同封。）
- 3) 入札書予備 2 通（再入札を行う場合に必要。入札金額内訳書は不要。）

(4) その他

- ・入札会場で書類を修正する必要がある場合、委任状に押印したのと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。
- ・代表権を有する者が出席する場合は、社印又は代表者印に代えて、同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

11. 入札書

- (1) 持参とし、郵送による入札書の提出は認めません。
- (2) 入札書は、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入

してください。

- 1) 代表権者による場合、その役職・氏名を記載し、職印を押印。(様式集参照)
- 2) 代理人を定める場合、委任状を作成の上(入札会で提出いただきます。)、代表者役職・氏名及び受任者(代理人)の氏名を記載し、受任者(代理人)の印(委任状に押印されたものと同じ印鑑)を押印。(様式集参照)
- (3) 入札金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)の額を除いた金額とし、**千円単位で記載**してください。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10(消費税等)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (5) 入札書には、**入札金額内訳書(任意様式)**を添付してください。
※内訳書の様式は任意ですが、別添様式集「〇〇」を参考に作成し、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (6) 入札書及び入札金額内訳書は封入し、封筒には工事件名及び応札者の商号を記載してください。
- (7) 再入札の場合の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。再入札の場合、入札金額内訳書は不要です。
 - 1) 代表権者自身による場合は、その氏名及び職印(個人印も認めます。)(様式集参照)
 - 2) 代理人を定める場合は、代理人の氏名及びその者の印。(様式集参照)
- (8) 応札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (9) 入札保証金は免除します。
- (10) 次のいずれかに該当する入札(書)は無効とします。
 - 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
 - 2) 入札会開始時刻後に到着した入札
 - 3) 委任状を提出しない代理人による入札
 - 4) 記名押印を欠く入札
 - 5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
 - 6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - 7) 明らかに連合によると認められる入札
 - 8) 同一応札者による複数の入札
 - 9) 条件が付されている入札
 - 10) その他入札に関する条件に違反した入札

12. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

契約細則第17条第1項の規定に基づき、機構が別途定める予定価格の範囲

内で、最低額の入札金額を提示した者を落札者とします。

最低入札金額が予定価格を上回っている場合は、その場で再入札を2回まで行います。再入札を2回行っても最低入札金額が予定価格を上回った場合、入札会を終了します。

また、予定価格以下の「最低入札価格」が複数ある場合は、くじにより落札者を決定します。

(2) 低入札価格調査

契約細則第17条第1項但書に基づき、機構が別途定める「低入札価格調査基準」を下回った入札金額が提示された場合、適正な工事の施工が可能かについて疑義が生じるため、低入札価格調査を実施することとし、落札者の宣言は行いません。

低入札価格調査の対象となった応札者は、機構の調査に協力するものとし、機構が求める資料等を提出するものとします。調査の結果、適正な工事の施行が可能だと判断された場合、当該応札者を落札者とします。

13. 入札執行（入札会）の手順等

(1) 入札会の手順

1) 出席者等の確認

入札事務担当者が各出席者に入札会出席者名簿への記名を求めます。なお、入札に参加できる者は原則として各社2名以内とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2) 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が出席の場合は不要）を受領し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。必要に応じ、本人確認（運転免許証の提示等）を求めることがあります。

3) 入札書の投入

各応札者は、封入された入札書を入札箱へ投入します。

4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

5) 入札金額の発表

入札執行者が、各応札者の入札金額を読み上げます。

6) 予定価格の開封及び入札金額との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7) 落札者の発表

入札執行者が、予定価格の範囲内で最低額の入札金額を提示した者を「落札者」として発表します。

8) 再入札

全ての入札金額が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、直ち

に入札会に参加している応募者に再度入札書の提出（以下「再入札」という。）を求めます。再入札を2回（つまり合計3回の入札）まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 入札途中での辞退

再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投入してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 不落随契

2回の再入札でも落札者が決まらない場合、入札金額の低い者から順に随意契約交渉を行い、契約金額が予定価格を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

14. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書（任意様式）の提出をいただきます。
- (2) 「第2 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書約款第4条の規定により、落札者は、契約締結と同時に請負代金額の10分の1以上の契約の保証を付することとします。

15. 情報の公開について

本入札説明書による入札結果、契約内容等については、契約情報として機構ホームページ上に公表します。以下に示します具体的公表内容をご承知の上、競争に参加いただきますようお願いいたします。

なお、入札書の提出をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 入札結果の公表

本入札説明書により実施された入札については、その入札結果を機構ホームページ上に公表します。

(2) 契約内容の公表

本入札により契約に至った契約先に関する情報を次のリンクのとおり公表します (<https://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)。

(3) 一定の関係を有する法人との契約に関する情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとなりましたので、次のリンクのとおり情報を公表します (https://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)。

1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等^{注)}として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただくこととなります。

16. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。

(3) 入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ホームページ上で公表します。

(4) 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則は、以下のサイトにて公開中です。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp/index.html>)

→ 「調達情報」

→ 「調達ガイドライン・様式」

→ 「規程」

→ 「契約事務取扱細則」

(<http://association.joureikun.jp/jica/>)

(5) 機構が貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のための転

用等はしないでください。

(6) 競争参加資格がないと認められた者については、その理由について、以下のとおり書面により説明を求めることができます。

ア. 提出期限：入札執行日から2週間以内まで

イ. 提出場所：上記4. 参照

ウ. 提出方法：提出場所へ郵送、持参又は電子メール。

エ. 回答方法：書面により回答します。

(7) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される社に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関としての説明責任を果たし、競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただく所存です。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させていただくこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ございません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。

辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

以上

第 2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構 JICA 市ヶ谷ビル（以下「発注者」）が実施する「2020 年度 JICA 市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事」に関する業務の内容を示す。本件受注者は、本業務仕様書及び「独立行政法人 国際協力機構（JICA）建築・設備等請負工事実施要領」（以下、「実施要領」）に基づき本件業務を実施する。

1. 業務名称 2020 年度 JICA 市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事

2. 業務の実施期間（予定）

2020 年 8 月上旬から 2021 年 2 月末まで

3. 施設概要

- (1) 対象建物 市ヶ谷ビル
- (2) 工事場所 東京都新宿区市谷本村町 10-5
- (3) 対象設備 衛生設備・空調設備
- (4) 敷地面積 3,891.96 m²
- (5) 建物概要 下表による。（●印は工事の対象となる棟を示す）

表 建物概要

棟名	●市ヶ谷ビル
竣工年	1987
建築面積m ²	2,317.61
延床面積m ²	11,302.58
構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造
規模	地下1階 地上6階

(6) 設備概要 下表による。(●印は工事の対象となる設備を示す)

表 設備概要

冷房用熱源設備	暖房用熱源設備	消火設備
①モジュールチラー(水蓄熱槽併用) 【1台(8連結)・680kW・電気】 ②モジュールチラー(氷蓄熱槽併用) (2階国際会議場系統) 【2台・192kW・電気】 ●冷温水管・ドレン管を更新とする。更新部分は「別冊1 設計図面」を参照とする。	①モジュールチラー(水蓄熱槽併用) 【1台(8連結)・720kW・電気】 ②モジュールチラー(氷蓄熱槽併用) (2階国際会議場系統) 【2台・160kW・電気】 ●冷温水管・ドレン管を更新とする。更新部分は「別冊1 設計図面」を参照とする。	屋内消火栓・連結送水・スプリンクラー 不活性ガス消火設備(監視室・書庫・駐車場など)
共用部冷房用空調設備	共用部暖房用空調設備	水槽類
①エアハンドリングユニット【12台・電気】 ②ファンコイルユニット【242台・電気】 ③パッケージエアコン【20組・電気】 ④マルチパッケージエアコン【3組・電気】 ●冷温水管・ドレン管を更新とする。更新部分は「別冊1 設計図面」を参照とする。	①エアハンドリングユニット【12台・電気】 ②ファンコイルユニット【242台・電気】 ③パッケージエアコン【20組・電気】 ④マルチパッケージエアコン【3組・電気】 ●冷温水管・ドレン管を更新とする。更新部分は「別冊1 設計図面」を参照とする。	①受水槽【40m ³ ・市水用・FRP製】 ②高置水槽【8m ³ ・市水用・FRP製】 ③貯湯槽【4.5m ³ ×2台・給湯用・ステンレス製】 ④雑排水槽【20m ³ ・雑排水用・地下ピット内】 ⑤汚水槽【10m ³ ・汚水用・地下ピット内】 ⑥水蓄熱槽【490m ³ ・空調用・地下ピット内】
共用部給湯設備	非常用発電機設備	排煙設備
①温水ボイラー【中央給湯方式・都市ガス】 ②電気温水器【局所給湯方式・電気】 ●屋内の給湯管を更新とする。更新部分は「別冊1 設計図面」を参照とする。	ディーゼルエンジン(250kVA) オイルサービスタンク(軽油 490L)	機械排煙(北側系統・南側系統) 自然排煙
給水設備	受変電設備	中央監視設備
受水槽【40m ³ 】+ポンプ+高置水槽【8m ³ 】 ●屋内の給水管を更新とする。更新部分は「別冊1 設計図面」を参照とする。	高圧受電	中央監視装置(BAS)
ガス設備	排水設備	エレベータ設備
都市ガス	下水道利用 ●屋内の排水管を更新とする。更新部分は「別冊1 設計図面」を参照とする。	3台(ロープ式)

4. 工事概要

- (1) 工事件名 2020 年度 JICA 市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事
- (2) 工期 2020 年 8 月上旬から 2021 年 2 月末
- (3) 工事内容

施設内の衛生配管及び空調配管について、これまでに部分的な更新は行われたが、竣工当初の配管も依然として多く残されており、設置より 32 年が経過している。施設内では天井の複数個所に漏水の跡が確認されていることもあり、一般的な耐用年数（20-30 年程度）を考慮し早期の更新が必要である。

故障時には配管からの漏水だけでなく、各室の冷暖房又は給排水機能が停止する恐れがあり、施設運用に大きな影響が生じるため、予防保全を考慮しての更新が重要となる。

各配管の横引管は居室の床下（つまり下階の天井内）に多く施工されており、更新工事の際には該当階と併せて下階の天井の解体・復旧工事も付随して発生するため、各室の工事中の休止期間を多く要することになる。当施設内各室の多くは執務室であり稼働時間が長いため、工事による影響を極力低減する必要がある。施設の一部又は全体を休止とすることは困難であり居ながら工事が前提となるため、各階の工事工程については主に夜間・又は土日工事とし、運用状況を勘案しながら計画する必要がある。

上記の問題を考慮し、具体的には以下の工事内容及び工事条件を設定し、工事を実施するものとする。

[工事内容]

(1) 施設内の衛生・空調配管の撤去・新設

- ・冷温水管・ドレン管の撤去・新設（竣工より未更新の部分）

※更新範囲については「別冊 1 設計図面」の参照に加え、過去の図面や現地を確認を行うこと。

※今後の維持管理を考慮し、必要に応じて冷温水管の系統別にバルブの新設を適宜行うこと。

- ・今後も利用する給水管・給湯管・排水管の撤去・新設

※通気管・消火管は対象外とする。

※更新範囲については「別冊 1 設計図面」の参照に加え、過去の図面や現地を確認を行うこと。

※今後の維持管理を考慮し、必要に応じて冷温水管の系統別にバルブの新設を適宜行うこと。

(2) 電気設備工事

- ・(1) に伴う電気設備工事

(3) 添付資料

「別冊 1 設計図面」による。

5. その他与条件

施工条件は下記による。

- (1) 本工事は施設利用中の工事（居ながら工事）であるため、施設利用者等の安全に十分配慮すること。また、作業の振動・騒音、作業員・資材・建設機器等の

動線などに留意し、施設利用に支障が生じないように十分に配慮する(夜間工事又は土日工事を主とする)。

- (2) 実施工程表については、「別冊3 概略作業工程表」を参考とし、発注者と協議の上作成すること。
- (3) 壁・床を貫通する場合、事前にレーダーによる埋設物調査を行い施工すること。
- (4) 騒音・振動・粉じん等の発生が予想される作業は、事前に工事担当職員と協議の上、業務に支障がない曜日や時間帯で行うこと。また、必要な養生を行う。
- (5) 停電工事に際し、必要な負荷への仮設電源工事を行う。
- (6) 工事施工場所以外への立ち入りは禁止する。
- (7) 軽微な変更に伴う施工の変更・追加は協議により、請負金額の範囲内で受注者が行う。

6. 工事監理業務

- (1) 本工事は、工事監理業務を設計会社に別途委託している。
- (2) 受注者は、設計図書において規定される提出物・報告・協議・承諾等については、特別な場合を除き、工事監理業務を行う設計会社の管理技術者等(以下管理技術者)を経由して行うものとする。

7. 設計図書等の取扱い

- (1) 受注者は、工事の一部を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該下請契約書等において、設計図書等の適正な管理に関する規定を明確にしておくものとする。
- (2) 受注者は、施工図の作成等を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、委託の氏名、名称、その他必要な事項等を書面により整備しておくものとする。

8. 規則厳守の徹底

- (1) 工事用車両通行ルート of 安全対策は、受注者において十分管理すること。
- (2) 施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万一破損させた場合は、速やかに管理技術者及び、工事担当職員に報告すると共に受注者の負担において現状に復旧するものとする。又、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償するものとする。
- (3) 工事施工場所以外への立入り及び、写真撮影を禁止する。

9. 施工図等

- (1) 施工図等の作成に先立ち、工事内容との照合を行い、疑義が生じた場合は、書面により管理技術者と協議する。

10. 施工確認等

- (1) 施工確認及び立会いは、管理技術者が行うものとする。
- (2) 図面及び仕様書に記載なき事項で、技術上施工すべき事項については、管理技術者及び、工事担当職員と協議し施工するものとする。
- (3) 検査及び試験に必要な資機材、労務及びその他の費用等は、全て受注者の負担

において提供する。

1 1. 工事現場管理

- (1) 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図（建設業法第24条の7）を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請共）を工事現場に備えると共に管理技術者へ提出する。なお、提出時期は工事着手前、体制変更時とする。
- (2) 受注者は、監理技術者、現場代理人、主任技術者（下受注者の当該技術者を含む）及び、専門技術者に工事現場内において、工事名・工期・顔写真・所属会社名社印の入った名札及び、工事名を記した腕章を着用する。
- (3) 建設業退職金共済制度について、購入状況が判る書類の写しを添付する。又、購入の必要がない場合は、理由書を添付すること。
- (4) 労災保険・労働保険・組立保険・公共工事履行保証保険書等の加入状況が判る書類の写しを添付すること。
- (5) 施工体系図、建設業の許可を示す標識、建設業退職金共済制度適用事業主の現場である旨の標識及び労災保険関係の標識の現場掲示状況の写真を添付すること。

1 2. 主任技術者又は監理技術者の配置

- (1) 建設業者は、請負った工事を施工する場合は必ず現場に主任技術者を置くこと。又、発注者から直接工事を請負い、そのうち4,000万円以上の下請契約をして工事を施工する場合、監理技術者を現場に置くこと。（建設業法第26条第1項及び第2項）
- (2) 請負金額が3,500万円以上の場合、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、監理技術者を現場に専任で置くこと。（建設業法第26条第3項）

1 3. 電気保安技術者

- (1) 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者を置くものとする。
- (2) 電気保安技術者は次によるものとし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、管理技術者の承諾を受ける。なお、建設業法上の主任技術者と兼任してもよい。
 - ①事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、電気事業法第43条に基づく電気主任技術者とし同法に定める必要な手続きを行うものとする。
 - ②一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する物としてよい。
- (3) 電気保安技術者は電気工作物の保安業務を行う。

1 4. 工事現場の管理で特に必要な事項

- (1) 受注者は、施工にあたり、次の措置を講ずるものとする。
 - ①施工に先立ち作成する施工計画書は、本工事内容に応じた安全策や防災訓練等の具体的な計画を記載し、管理技術者へ提出しなければならない。
 - ②本工事施工に際し、現場に即した安全策や防災訓練等について、工事着工後原則として作業員全員参加で、月当り半日以上の時間を割り当て、以下の項目から実施内容を選択し安全策や防災訓練等を実施するものとする。
 - ・安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

- ・本工事内容の周知徹底
 - ・本工事における災害対策訓練
 - ・本工事現場で予想される事故対策
 - ・その他、安全策や防災訓練等に必要な事項
- (2) 工事の安全には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずると共に、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起し、又、作業工程毎に安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。
- ① 工事計画作成に当り、仮設物の荷重に対する構造耐力の確保について慎重に検討し、施工計画の内容を現場の作業員等に周知徹底の上、施工するものとする。特に施工経験の少ない工法の仮設については、全社的な管理の下で施工の安全性を検討し確認の上、施工するものとする。
 - ② 施工に当り、施工条件を工事関係者に十分に把握させると共に、作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
 - ③ 停電作業を行う場合においては、電気主任技術者は復電時の検電、検相、電圧等の最終確認を行わなければならない。
 - ④ 火気の使用や溶接作業を行う場合は、標準仕様書の当該事項によるほか 次による。
 - ・火花若しくはアークを発生し、若しくは高温となって点火源となる恐れのある機械等又は火気を使用する場所には燃料容器を置いてはならない。
 - ・内燃機関を有する建設用機械は室内では原則として使用しない。やむを得ず使用する場合は、上記及び労働安全衛生規則第578条を厳守すること。
- (3) 豪雨、出水、強風、地震、火災等の災害が工事現場を含む地域に発生した場合は、工事現場における災害の有無、被害の程度等について、速やかに管理技術者及び、工事担当職員に報告すると共に適切な措置を講ずること。又、事故発生時は、緊急連絡表に基づき、速やかに報告し指示に従うこと。

15. 成果物

<工事完成時>

- ① 竣工図（原図大2つ折り製本・A3版縮小2つ折り製本）2部
- ② 機器完成図、機器製作図、取扱説明書及び保全に関する資料2部
- ③ 完成写真：カラー（サービス版）、原版若しくは元データ1部
- ④ 関係官公署の届出書及び、許可書、検査合格証1部
- ⑤ 各機器の試験成績書1部
- ⑥ 各装置の運転要領書及び試運転報告書1部
- ⑦ ①～⑥の電子データCD-R（PDF及びDWG形式）1枚
- ⑧ 予備品、保守点検に必要な工具1式

16. 化学物質を発生する建築材料等

本工事で使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①～③を満たすものとする。

- ① 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド、クロルピリホス及びスチレンを
発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 接着剤はフタル酸ジ-*n*-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有
しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ト
ルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないもの
とする。
- ③ 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しない
か、発散が極めて少ないものとする。なお、ホルムアルデヒドを発散しないも
のとは、J I S及びJ A SのF☆☆☆☆表示材料を、ホルムアルデヒドの発散
が極めて少ないものとは、J I S及びJ A SのF☆☆☆表示建築材料又は同等
品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）をいい、原則としてF☆☆☆☆表示
建築材料を使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆表
示建築材料又は同等品（国土交通大臣の認定を受けた材料等）を使用するもの
とする。

17. 保全に関する資料の説明等

- (1) 受注者は保全に関する資料の内容について、管理技術者に説明を行うと共に 管
理技術者の指示の下、施設管理者へ説明を行わなければならない。
- (2) 受注者は工事完成後、速やかに管理技術者が立会いの上、次の①～⑤について、
施設管理者に建築物等の利用に関する説明及び、機器取扱説明を行わなければなら
ない。
 - ①施設全体の系統図、作業フローシート等による装置の説明及び機器類の取扱説明
 - ②当該建築物における装置、機器及びシステム等の設定条件、特徴等の説明
 - ③装置・機器等の動作、運転順序、警報、故障表示、復帰方法、運転中の機器等の
温度、振動、騒音等の説明及び運転指導
 - ④ 消耗品の種類、法規関係等保守管理上必要な事項の説明
 - ⑤主要機器の製造者、住所及び連絡先並びに非常時の連絡体制等一覧表の提出及び
説明

18. 組立保険等

工事目的物及び工事用資機材等を組立保険等に付するものとし、保険の加入時期は原
則として工事着工のときから、終期は工事完成後14日までとし、証書の写し1部を
管理技術者に提出すること。

19. 仮設工事

- (1) 仮設物は撤去後、原状復旧すること。
- (2) 本工事の仮設で使用する電気、上下水道等は当該施設の管理者の承諾を得て
既存施設から分岐して使用することが出来る。ただし使用手続き、経費及び使用
料金は受注者の負担とする。
- (3) 電力会社・水道局・通信会社の施設より引込む場合、所要の手続き、経費 使
用料金は受注者の負担とする。
- (4) 足場その他
足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（厚生
労働省基発 第0424001号平成21年4月24日）により、「働きやすい安

心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。足場の組立、解体及び変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」2（2）手すり据置方式、又は、（3）手すり先行専用足場方式により行い、墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

20. 発生材及び調査等

（1）発生材の処理等

産業廃棄物等の処分をする場合は処分地が確認できる資料を管理技術者及び施設管理者に提出し承諾を受け、適切に処分する。なお、搬出先については積算上の条件とするが記載場所と異なる施設へ搬出することが出来る。但し、設計変更の対象としない。

① 発生材の種類

・金属くず、木くず、アルミくず、ガラスくず、がれき類、石膏ボード類、混合廃棄物、石膏ボード類（アスベスト含有含む）、混合廃棄物（アスベスト含有材む）

（2）分析によるアスベスト含有建材の調査

分析によるアスベスト含有建材の調査は、「石綿障害予防規則第3条第2の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」及び「建材中石綿含有率の分析方法に係る留意事項」に基づいて行う。

（3）アスベスト除去における掲示について¹⁹

アスベスト撤去を行う場合は、「建築物等の解体等作業に関するお知らせ」について、工事現場の作業に従事する労働者のみならず、近隣住民にも見やすい箇所に適切に掲示すること。

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。なお、落札者には「第1入札手続き」の14.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた費用内訳と適切な単価等の設定をお願いいたします。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費用構成は以下のとおりです。

- ・ 直接工事費
- ・ 共通仮設費
- ・ 現場管理費
- ・ 一般管理費

(2) 消費税課税

「第1入札手続き」の10.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税等を除いた金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、課税事業者については、入札金額の全体に消費税等を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定および支払については、業務の完了や成果物等の検査の結果、合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払います。

3. その他留意事項

受注者の責によらないやむを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に契約変更を行うことが出来ます。受注者はこのような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以上

第4 契約書（案）

建設工事請負契約書

- 1 工 事 名： 2020 年度 JICA 市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事
- 2 工 事 場 所： 東京都新宿区市谷本村町 10-5 JICA 市ヶ谷ビル
- 3 工 期： 自 2020 年 8 月●●日
至 2021 年 2 月 28 日
- 4 請負代金額： ●●, ●●●, ●●●●円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：●, ●●●, ●●●●円)
- 5 契約保証金： ●, ●●●, ●●●●円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2020 年●月●●日

発注者 東京都新宿区市谷本村町 10-5
独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長 武藤 めぐみ

受注者 【住所】
【商号】
【役職及び氏名】

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。
 - (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

- 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
 - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

- 第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注

者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（この者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第 13 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 5 日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 5 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
 - 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書

において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から5日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から5日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に5日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から5日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から5日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等に

よって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第 16 条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第 17 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第 13 条第 2 項又は第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第 19 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第 20 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天

災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 21 条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 22 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 23 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 24 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 25 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第 26 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第 27 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 28 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合に

おいては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第 29 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにおいて、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 51 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 37 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
 - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 30 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 23 条まで、第 25 条から第 27 条まで、前条又は第 33 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 31 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 32 条 受注者は、前条第 2 項（同条第 6 項後段の規定により適用される場合を含む。第 3 項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第 33 条 発注者は、第 31 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第 34 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.8 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第 35 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第 36 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械

購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

第 37 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1 回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料〔若しくは製造工場等にある工場製品〕の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第 1 項の請負代金相当額 \times $(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

7 第 5 項の規定により部分払金の支払いがあつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 38 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 31 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 32 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただ

し、発注者が前項の規定により準用される第 32 条第 1 項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相應する請負代金の額
× (1 - 前払金額 / 請負代金額)

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 39 条 削除

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 40 条 削除

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第 41 条 削除

(第三者による代理受領)

第 42 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 32 条 (第 38 条において準用する場合を含む。) 又は第 37 条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 43 条 受注者は、発注者が第 34 条、第 37 条又は第 38 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第 44 条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項 (第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

- 第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - (1) 請負代金債権(前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 瑕疵担保債務(受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
 - 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
 - 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係

る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- （2）その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- （3）第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- （4）第 49 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- （5）前 4 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- （6）第 49 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- （7）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び第 49 条の 2 第 1 項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 号に規定する反社会的勢力（以下この号において「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又は役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたと認められるとき。

ホ 法人である受注者又は役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又は役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又は役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

チ 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共

団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（前条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(発注者の任意解除権)

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の3（工期の10分の3が4月を超えるときは、4月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後2月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 49 条の 2 受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の 10 分の 1 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

(1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 2. 8 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者より徴収することができる。

3 第 1 項の各号のいずれかに該当したときは、発注者は、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（解除に伴う措置）

第 50 条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第 1 項の場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条又は第 49 条の 2 第 3 項の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2. 8 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前二条の規定によるときにあつては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条又は第49条の2第3項の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定による場合は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

- 第51条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

- 第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 53 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 54 条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 55 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(補則)

第 56 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

以上

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

ウ 各種書類受領書（次ページにPDF でも添付しています）

エ 競争参加資格確認申請書

オ 委任状（次ページにPDF でも添付しています）

カ 入札書

キ 質問書

ク 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

宛 先：独立行政法人国際協力機構 緒方貞子平和開発研究所
分任契約担当役 副所長 武藤 めぐみ

工事名称：2020年度 JICA 市ヶ谷ビル衛生設備及び空調設備更新工事
公 告 日：2020年6月29日

管理番号「国契-〇〇-〇〇〇」は記入不要です。